

令和8年度 利府町

こども⑤でも通園制度

令和8年4月からはじまりました！



「こども誰でも通園制度」って？

「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とした、国の事業です。

どんなことができるの？

保育所等に通っていないお子さんが、理由を問わずに利用できます。

家庭だけでは得られない経験や、家族以外の人や年齢の近いお子さんに関わる機会を得ることができます。

また、専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、様々な情報を得ることができます。

対象

- ☐ 生後6か月～満3歳未満の児童であること(満3歳の誕生日の前々日まで)
- ☐ 保育所等に在籍していないこと
- ☐ 児童、保護者がともに利府町民であること

町外で認定を受けた児童も、利府町内の施設を利用できます！

利用可能時間

こども1人あたり、月10時間まで
※複数の施設を利用した場合は、各施設の利用時間の合計が月10時間までとなります。

利用料

基本1時間300円 なお、昼食、おやつ[※]の提供がある場合は、別途実費がかかります。
※施設により異なる場合があります。また、非課税世帯等は減免になる場合があります。

利用の流れ

手順1：利用登録

- ・利府町に 利用登録申請 を行います。※★
- ・登録完了すると、申請者のメールアドレスにアカウント発行通知が届きます。(申請から登録まで1週間程度時間を要します。)

※★オンラインでの
利用登録申請はこちらから↓



利府町ホームページ



制度の詳しい内容を掲載しています。

手順2：初回面談申込

お子様が初めて利用する施設の場合は、システムから初回面談の予約を行ってください。

手順3：面談

施設と利用者間で、こどもの情報や施設利用に関して必要な項目等について確認します。

手順4：利用予約

面談後、受入れが確定すると、利用予約が可能となります。
システムから利用予約を行ってください。

手順5：利用

予約日に施設を利用します。施設に利用料を支払います。
(キャンセルポリシーを事前にご確認ください。)

利府町 保健福祉部
子ども支援課 保育係
電話 022-767-2196